

令和元年12月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日（火） 午後4時00分開会
2. 開催場所 役場2階会議室
3. 出席委員（9人）

| | | |
|---------------|-----------------------|-------------|
| 会長(10番) 渡邊 和夫 | 職務代理者(5番) 永田 熊信 | |
| (1番) 宮原 清人 | (2番) 岩坂 博行 | (3番) 西田 義和 |
| (4番) 山田 成代 | (6番) 白石 悌二 | (7番) 平川 真由美 |
| (8番) 内元 幸一郎 | (9番) 信國 敏彦 | |

地区推進委員
高岡 重盛 木崎 俊充 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
~~杉本 和博~~
4. 欠席委員：農業委員（1人）
欠席委員：最適化推進委員（1人）
5. 議事日程

| | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第43号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第2 | 議案第44号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第3 | 議案第45号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 日程第4 | 議案第46号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見について |

そ の 他
6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 富永 得治 |
| 農地係長 | 阿久津 裕介 |

7. 会議の概要

開会 午後4時00分

| | |
|------|---|
| 議長 | <p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>本日は、9番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。 只今から、令和元年12月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p> |
| 議長 | <p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、6番委員、7番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が23案件です。</p> |
| 議長 | <p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p style="text-align: center;">議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> |
| 議長 | <p>はじめに、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農業委員の皆様こんにちは。 議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字上園、田1筆の980㎡です。3条の有償移転案件で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は390,000円で10aあたりに換算しますと397,959円となります。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p> |
| 8番委員 | <p>12月8日に川辺地区推進委員と双方に伺いまして、これに記載されていることに間違いありません。以上です。</p> |

| | |
|----------|--|
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありました が、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ とに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号2、大字深水字平、畑1筆の410㎡です。権利種別は3条の 使用貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 深水地区推進委員 | <p>日曜日に行ってきました。借受人は貸付人の叔父さんで錦で畑を 購入するのに、300㎡ほど不足するもので貸してほしいとのことで 結果、親戚から借りるようになりました。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告があ りましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ とに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号3、大字柳瀬字村ノ上、田6筆7,471㎡、畑1筆の330㎡で</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>合計面積が 7,801 です。 権利種別は 3 条の無償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について 7 番委員に報告をお願いします。</p> |
| 7 番委員 | <p>この案件は、親子間の貸し借りで何ら問題ないと思われま</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と 7 番員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 4 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による 許可申請に対する意見について</p> |
| 議長 | <p>議案第 4 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案題 4 4 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。番号 1、大字柳瀬平ノ下、田 1 筆の 104 m²です。転用目的は議案に記載されているとおりです。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 柳瀬地区推進委員 | <p>昨日、3 番委員と事務局とで現地立会いしました。宅地を建てる時にガレージ部分がはみでていたみたいです。今度人吉の方に売られたのですが、はみ出た部分が発覚しまして、その分を分筆して今回議案にでてきました。詳しくは事務局に。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>今言われたとおりなんですけれど、母屋の横に車庫みたいな小屋が1～2m農地にくいこんだところに建ててあって平成7年頃に建てられて今回売ることになり測量して発覚したということで、違反転用となるもので、今回の104㎡を分筆して転用することになりました。一応県南広域本部の方も現地を見られました。いたしかたない事案かなと思います。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員の報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> |
| 5番委員 | <p>原形に戻すこともできないし、壊すこともできないでしょうからですね。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見ございませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）</p> <p>議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。1番についてですが川辺地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(川辺地区推進委員・退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてご説明いたします。番号1、大字川辺字岩坂、畑1筆の256㎡です。貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。</p> |
| 2番委員 | <p>11月末に川辺地区推進委員と現地に行きまして、実際は1枚になっておりまして、記載されていることに間違いありません。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、川辺地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(川辺地区推進委員入室・着席)</p> |
| 議長 | <p>次に2番から4番まで利用権の設定を受ける者が同一につき一括して、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号2、大字柳瀬字八ツ田、田1筆の4,976㎡です。貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米60kgです。番号3、大字柳瀬字今村、田1筆の3,029㎡です。貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号4、大字柳瀬字片黒、田1筆の1,485㎡です。貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり 5,000 円です。以上です</p> |
| 議長 | <p>引き続き、2番から4番についてそれぞれに報告をお願いします。</p> |
| 1番委員 | <p>これはですね、元々人吉の人が借られておられましたが、辞めるとのことで、営農生産組合の1人が借られるということで、営農生産組合では、法人ではないので借れないということです。2番から4番までは営農生産組合が借るということです。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び代表して1番委員から報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号5、大字川辺高原、畑2筆の8,206 m²です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり 8,000 円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 川辺地区推進委員 | <p>12月1日に現地確認いたしました。議案に記載されていることに間違いありません。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員から報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番についてですが、深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区委員退席)</p> |
| 議長 | <p>それでは、6番について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号6、大字川辺字別府原、畑1筆2,688㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で10,000円です。10aあたりにしますと3,720円です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p> |
| 4番委員 | <p>12月4日に貸し手の方の代理人と借り手の方にお会いしまして、再設定ですので何ら問題ないと確認しました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありました。が、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。</p> |

| | |
|----------|---|
| 議長 | <p>(深水推進委員入室・着席)</p> <p>次に7番について事務局のご説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号7、大字川辺字中高原、畑2筆の11,110㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり7,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 川辺地区推進委員 | <p>これも12月1日に、10番委員と双方と確認いたしました議案内容に間違いありません。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。8番について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号8、大字柳瀬字浜ノ上、畑1筆の1,421㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で5,000円です。10aあたりに換算しますと3,518円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p> |
| 6番委員 | <p>先日、柳瀬地区推進委員と一緒にいきまして。再設定案件ですので、何ら問題ないと思われま。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> |
| 議長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。9番から16番までは、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号9、大字川辺字堀内、畑1筆の315㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号10、大字川辺字赤坂、畑1筆の462㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号11、大字川辺字城ノ平、畑1筆の1,527㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号12、大字川辺字上高原及び赤坂及び堀内、畑5筆の3,265㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号13、大字川辺字城ノ平、畑1筆の977㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年1ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号14、大字川辺字岩坂、畑1筆の649㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号15、大字川辺字岩坂、畑1筆の656㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号16、大字川辺字堀内、畑2筆の901㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する</p> |

| | |
|----------|--|
| 議長 | <p>者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年1ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。</p> <p>ただいま、9番から16番まで事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転についての承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字深水字下鶴、田3筆の3,041㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,300,000円で10aあたりに換算しますと427,492円になります。以上です。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 深水地区推進委員 | <p>今日確認してきました。このとおり間違いありません。金額が調度になるように交渉されたみたいです。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び深水地区推進委員からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> |

| | |
|----------|---|
| 議長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおりすることに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号2、大字川辺字中高原、畑1筆の6,338㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,901,400円で10aあたりに換算しますと300,000円になります。</p> |
| 議長 | <p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p> |
| 川辺地区推進委員 | <p>1日に10番委員と確認しております。内容等については、10番委員が詳しいかと思えます。</p> |
| 10番委員 | <p>この農地は20数年、闇で貸し借りしてありましたが、相良村の人が買うということになりました。金額とかは、双方合意のうえ決定されました。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> |
| 議長 | <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> |
| 議長 | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおりすることに決定いたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第46号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議しま</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>す。1番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第46号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明します。番号1、大字川辺字上高原、赤坂、堀内、城ノ平、畑8筆の5,569㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号2、大字川辺字堀内、城ノ平、畑3筆の1,878㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年1ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番についてですが、川辺地区推進委員に関</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>する案件ですので、相良村農業委員会規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(川辺地区推進委員・退席)</p> |
| 議長 | <p>3番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号3、大字川辺字岩坂、畑2筆の1,305㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、川辺地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(川辺地区推進委員入室・着席)</p> |
| 議長 | <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 1月10日(金)曜日、午前9時から</p> <p>(2) 総会后に人・農地プランの話をしたいと思います。また、農業公社からも来てもらって、農地の相続とか、所有権移転した場合の贈与税とか相続税の説明を聞きたいと思います。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p style="text-align: center;">閉 会</p> <p style="text-align: center;">それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p> |
|----|---|

閉会 午後4時35分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和元年12月10日

相良村農業委員会

署名委員 6番 _____ (印)

署名委員 7番 _____ (印)